

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年6月14日 広島法務局三次支局 登記官 大賀勝正

記

意見又は資料の提出先 広島法務局三次支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
2405-2023-0001	三次市大田幸町 8 6 1	ため池	3 7
2405-2023-0002	三次市大田幸町字一本木 1 0 3 6 8 - 2	山林	4 2
2405-2023-0003	三次市大田幸町 4 8 5	雑種地	3 3
2405-2023-0004	三次市大田幸町 3 6 7 9 - 1	田	5 1 9
2405-2023-0005	三次市大田幸町 3 2 4 5	田	1 5 3
2405-2023-0006	三次市大田幸町 3 2 5 1	田	5 1 8
2405-2023-0007	三次市大田幸町 3 9 2 3	雑種地	1 0 3
2405-2023-0008	三次市大田幸町 1 1 9 7 - 1	田	4 5 3
2405-2023-0009	三次市大田幸町 9 2 0	原野	7 5